

死亡時の住所を原因とした管轄権に関する議論

1 婚姻・離婚に関する訴えと身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権

(1) 中間試案における提案

中間試案においては、実親子関係事件では、身分関係の当事者の住所を原因とする管轄権の規律において、人事訴訟法第4条第1項の定める国内管轄と同様の身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権の規律（【甲案】②）を提案する一方、婚姻・離婚に関する訴えにおいては、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権の規律を提案していない。

婚姻・離婚に関する訴えにおいても、実親子関係事件と同様に、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権の規律を設けるか否かを検討する必要がある。

4 実親子関係事件の国際裁判管轄の【甲案】②

- 一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき

なお、一般に、婚姻・離婚に関する訴えのうちの離婚の訴えは、身分関係の当事者の一方の死亡後は、提起することができないと解されている。もっとも、これは、夫婦の一方の死亡によって婚姻関係が終了することや離婚による婚姻関係の終了は離婚時に発生し、将来に向かってのみその効力を生じることといった、我が国の民法の規律を反映した考え方であるとも考えられ得る。これらを踏まえ、外国法が準拠法となる場合を想定し、身分関係の当事者の一方の死亡後でも離婚の訴えを提起し得るときがある

とみるか否か、離婚の訴えにおける身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄規定の適用の在り方については解釈に委ねることを前提に、婚姻・離婚に関する訴えについて身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄規定を設ける場合、あえて離婚の訴えのみを除くこととはしないことも考えられる（なお、国内管轄に関する人事訴訟法第4条も、抽象的には離婚の訴えも含む形で、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄を規定している。）。

また、離婚の訴えについては、身分関係の当事者ではない第三者が提起することができないといわれているが、これも、離婚の訴えを提起できる者を「夫婦の一方」として定める民法第770条の規律を反映したものであるとも考え得る。これらを踏まえ、上記同様、身分関係の当事者ではない第三者による提訴可能性は解釈に委ねた上で、身分関係の当事者ではない第三者が提起する場合における身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄規律（実親子関係事件の国際裁判管轄の【甲案】②の二参照）を設けておくことも考えられる。

(2) 身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認める意義

身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えは、当該身分関係の当事者の一方又は双方が死亡した後にも提起することができる場所、身分関係の当事者の一方又は双方の死亡後は、当該身分関係の当事者の一方又は双方の住所を原因とする管轄権の規律は機能しないことになる。この場合、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とする管轄権を認める意義がある。

(注) 特に身分関係の当事者双方が死亡している場合について、【乙案】によっても、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認める意義は存在する。もっとも、本部会においては、【乙案】を支持する見解から、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認めるべきであるとの指摘はなかった。

(3) 具体例

共通の国籍を有さず、外国で婚姻生活を送っていた夫婦が協議離婚をし、元夫のみが日本に帰国してその後に死亡した場合、現在の【甲案】の提案によっては、元妻は日本の裁判所に協議上の離婚の無効の訴えを提起することができないが（緊急管轄により日本の裁判所の管轄権が肯定される場合を除く。）、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認めるのであれば、上記場合でも、日本の裁判所の管轄権を認めることができ

る。

また、上記場合において、元妻の死亡後に子が協議上の離婚の無効の訴えを提起するときも、身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認めるのであれば、日本の裁判所の管轄権を認めることができる。

2 実親子関係事件と身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権

上記1(1)に記載のとおり、実親子関係事件については、中間試案において、【甲案】②として、死亡時の住所を原因とした管轄権の規律を設けることを提案している。

(注) 実親子関係事件における【甲案】②の法制上の問題点については、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」第1(4)エ(15, 16頁)参照。

3 養親子関係事件と身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権

(1) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

実親子関係事件と同様、中間試案において、【甲案】②として、死亡時の住所を原因とした管轄権の規律を設けることを提案している。

(2) 離縁を目的とする訴え

中間試案においては、死亡時の住所を原因とした管轄権の規律は設けることを提案していない(注)。この点について、死後離縁を目的とする審判事件との関係を踏まえ、どのように考えるべきか。

(注) なお、離縁を目的とする訴えについて、身分関係の当事者の一方が死亡した場合の他方の訴え提起の可否の問題及び身分関係の当事者ではない第三者による訴え提起の可否の問題については、離婚の訴えに係るものと同様の問題があり得ると考えられる(上記1(1)「なお」以下、参照)。